

香川県報



第 63 号

平成 16 年

8 月 10 日（火曜日）

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示
救急病院又は救急診療所の認定
救急病院又は救急診療所に該当しなくなった旨の告示
漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出
道路の供用開始（二件）
道路の区域変更及び供用開始（三件）
都市計画事業の事業計画の変更の認可

（医務国保課）
" "
" "
" "

（水産課）
（道路保全課）
" "
（下水道課）

（農業経営課）
（土地改良課）
（土木監理課）

五
四
二

公 告

肥料の登録の有効期間の更新

土地改良事業の適否決定（二件）

採石業務管理者試験の実施

監査委員公表

監査結果に基づく措置の公表（二件）

告 示

香川県告示第五百五十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十六年八月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
一六五	平成十六年八月一日から平成十九年七月三十一日まで	財団法人三宅医学研究所附属三宅リハビリテーション病院	高松市天神前五番五号

香川県告示第五百五十三号

次の医療機関について、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項各号に該当しなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十六年八月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	失効日	医療機関名	所在地
一五四	平成十六年七月三十一日	財団法人三宅医学研究所附属三宅病院	高松市天神前五番六号

香川県告示第五百五十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成十六年八月十日から同月二十四日まで高松市東部漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十六年八月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

高松市本町三番三号

片岡 圭三

高松市栗林町三丁目一番七号

納田 浩

高松市福岡町四丁目一五番二六号

宮内 博

二 加入区の名称

高松東部加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

高松市東部漁業協同組合

香川県告示第五百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月十日から同月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(主要地方道)

二 路 線 名 高松長尾大内線(十号)

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市木太町字川西一八九三番一地先から 高松市木太町字川西一九〇五番三地先まで	一三・五	一六	平成十五年 香川県告示 第五百七十 五号で変更 した区域の 一部

四 供用開始の期日 平成十六年八月十日

香川県告示第五百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月十日から同月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(主要地方道)

二 路 線 名 中徳三谷高松線(四十三号)
三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市木太町字中村一六六九番一地先から 高松市木太町字中村一六六九番一地先まで	二二・〇 五五・〇	二二	平成十五年 香川県告示 第五百三十 六号で変更 した区域の 一部

四 供用開始の期日 平成十六年八月十日

香川県告示第五百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月十日から同月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(主要地方道)

二 路 線 名 詫間琴平線(二十三号)

三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊郡高瀬町大字上麻字柘ノ岡乙 八一八番八地先から	前	一一・四	五三七	平成十一年 香川県告示 第五百八十 一号及び平 成十四年香 川県告示第 九十九号で 変更した区域
三豊郡高瀬町大字上麻字滝ノ原一 〇九一番地先まで		二五・四		
三豊郡高瀬町大字上麻字滝ノ原一 〇七〇番一地先から		一〇・〇		

三豊郡高瀬町大字上麻字滝ノ原一〇八九番六地先まで	前	三三・〇	一二五の二部
三豊郡高瀬町大字上麻字柘ノ岡乙八一八番八地先から	後	一一・四	五三七
三豊郡高瀬町大字上麻字滝ノ原一〇九一番地先まで		二五・四	

四 供用開始の期日 平成十六年八月十日

香川県告示第五百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月十日から同月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 高松牟礼線（三三六号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡庵治町葛原二七九六番一地从先から	前	二〇・三	一五六	平成七年香川県告示第四百一号で変更した区域の一部
木田郡庵治町葛原二七九六番七地先まで		五九・二		
木田郡庵治町葛原二七九六番七地从先から	後	五九・二	四二	
木田郡庵治町葛原二七八三番四地先まで		六八・二		

木田郡庵治町葛原二七八三番四地先まで	後	一六・四	一四二	
木田郡庵治町葛原二七七六番一地从先まで		六一・五		
木田郡庵治町葛原二七九六番一地从先から	後	二〇・三	一五六	
木田郡庵治町葛原二七九六番七地先まで		五九・二		
木田郡庵治町葛原二七九六番七地从先から	後	五四・四	四二	一部不用物件化
木田郡庵治町葛原二七八三番四地先まで		六二・八		
木田郡庵治町葛原二七七六番一地从先まで	後	一六・四	一四二	
木田郡庵治町葛原二七八三番四地先まで		六一・五		

四 供用開始の期日 平成十六年八月十日

香川県告示第五百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月十日から同月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 高松牟礼線（三三六号）

三 道路の区域

区 間	変更前後別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
木田郡庵治町葛原二八四四番一地 先から	前	二二・〇	二二	平成七年香川県告示第 四百一号で 変更した区 域の一部
木田郡庵治町葛原二八四三番地先 まで	後	二二・〇	二二	道路区域へ の追加編入

四 供用開始の期日 平成十六年八月十日

香川県告示第五百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成十四年香川県告示第五百三十六号に係る都市計画法事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年八月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 施行者の名称

飯山町

二 都市計画事業の種類及び名称

中讃広域都市計画下水道事業 飯山町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

平成五年六月四日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十四年香川県告示第五百三十六号の事業地のうち、飯山町東坂元字秋常、川原字新開、字北土居及び西坂元字国持地内において事業地を変更し、川原字山際を加える。

2 使用の部分 変更なし

公 告

香川県公告第四百八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年八月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第七二二二号	混合石灰肥料	くみあいほう素入りコラルエース特1号	アルカリ分四五・〇 く溶性苦土三・〇 く溶性ほう素〇〇・五	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	住化農業資材株式会社 大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目六番一七号	平成十九年八月十四日

香川県公告第四百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市前田土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業稲村地区）を行うことについて平成十六年七月二十六日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十六年八月二十四日から同年九月十三日まで縦覧に供する。

平成十六年八月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市古高松土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業北堀江地区）を行うことについて平成十六年七月二十八日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十六年八月二十四日から同年九月十三日まで縦覧に供する。

平成十六年八月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四百十一号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づく採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成十六年八月十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験日時

平成十六年十月八日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験場所

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館十二階第一・第二会議室

三 試験科目及び出題範囲

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

四 出題形式

選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題一〇問（全問必須問題）及び技術問題一七問（七問の必須問題と、一〇問から三問を選択して解答する選択問題）とする。

五 受験手続等

1 受験手続

2 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に写真（縦四・五センチメートル及び横五センチメートルとし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して提出すること。

受験願書用紙は、香川県土木部土木監理課において交付する。

2 受験願書の提出先

高松市番町四丁目一番一 号 香川県土木部土木監理課管理グループ

3 受験願書の提出期間

平成十六年九月十四日（火曜日）から同月二十四日（金曜日）まで

郵送による場合は、必ず書留郵便にすることとし、平成十六年九月二十四日までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 受験手数料

八、 円

受験願書に香川県証紙八、 円分をはり付けること。

ただし、小豆島を除く島しょ部又は県外に住所を有する者が、郵便による送付により受験願書を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面八、〇〇〇円の郵便為替を同封することにより納付することができる。

六 合格者の発表等

1 合格者の発表

合格者の受験番号を、平成十六年十月二十五日（月曜日）午前十時から一週間、香川県庁東館玄関前掲示板に掲示する。

七 その他

合格者の発表

合格者に対しては、合格証を交付する。

七 その他

受験手続その他詳細については、香川県土木部土木監理課管理グループ（電話番号〇八七 八三一 三五〇四）へ照会すること。

七 その他

監査委員公表

香川県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成16年8月10日

監査委員公表

香川県監査委員

香川県監査委員

香川県監査委員

香川県監査委員

香川県監査委員

香川県監査委員

香川県監査委員

香川県監査委員

同 広 瀬 員 義

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成15年度
- 3 措置の状況

監 査 結 果 (対 象 機 関)	措 置 の 状 況	
<p>指導注意事項</p> <p>ア 県立高等学校等授業料の減免について 前年度において授業料の減免の決定を受け、引き続き新年度においても授業料の減免の決定を受けた者について、県立高等学校等授業料減免基準に該当しなくなったにもかかわらず授業料の減免を継続しているので、7月以降減免を取りやめ授業料を追加徴収する必要がある。(農業経営高等学校、多度津工業高等学校)</p> <p>イ 通勤手当の支給について 公共交通機関で通勤する職員の通勤手当の支給に当たり、通用期間6箇月の定期券利用の届出があったにもかかわらず、手続を誤り通用期間1箇月の定期券利用の通勤手当を支給しているので、正当額との差額分を調整する必要がある。(保健体育課)</p> <p>ウ 超過勤務手当の支給について ⑦ 週休日に新たに4時間の勤務時間の割振りを行い、週を越えて勤務を要しない時間を定めたため、割り振った勤務時間にに対し100分の25の割合で超過勤務手当を支給したが、異なる週に属する週休日の勤</p>	<p>速やかに7月分以降の授業料減免を取り消し、授業料を追加徴収した。</p> <p>速やかに手続をとり、差額分を調整した。</p> <p>速やかに戻入の手続をとり、返納させた。</p>	<p>勤務時間の割振り変更により、初めに新たに勤務時間を割り振った週において勤務を要しない1日が定められたことから、結果的に当該週の勤務時間が40時間を超えなかつたので、100分の25の割合で支給した超過勤務手当相当額を返納させる必要がある。(高校教育課)</p> <p>(4) 休日に4時間の勤務を命じた場合には、代休を与えることができないにもかかわらず代休日を指定しているので、休日の勤務時間に対し100分の135の割合で休日給を追加する必要はある。(障害児教育課)</p> <p>(7) 週休日に新たに4時間の勤務時間の割振りを行った場合、割り振った4時間の勤務時間を超えた時間に対しては100分の125の割合で超過勤務手当を支給しなければならぬにもかかわらず、100分の135の割合で支給していたため、正当額との差額分を返納させる必要がある。</p> <p>また、休日に勤務を命じ、代休日を指定した場合に、正規の勤務時間を超えた勤務時間に対しては100分の125の割合で超過勤務手当を支給しなければならぬにもかかわらず、100分の135の割合で支給していたため、正当額との差額分を返納させる必要がある。(全国又ボーツ・レクリエーション祭準備室)</p> <p>速やかに代休日の指定を取り消すとともに、支出の手続をとり、追給した。</p> <p>速やかに戻入の手続をとり、返納させた。</p>

<p>検討指示事項</p> <p>学校敷地の管理について 一部の高等学校等においては、学校敷地内に介在した農道、水路等が用途廃止されていないものや学校敷地の一部が公道となっているものが見受けられた。これらの解消については、これまでも検討されているが、計画的な解消に努められたい。（高校教育課、障害児教育課）</p>	<p>県立学校の敷地については、これまで各学校施設の新増改築や学校用地の取得にあわせて、可能な限りその整理に努めてきたところであり、今後とも各学校の状況に応じ、その整理を進めるとともに、計画的な解消に努める。</p>
---	--

香川県監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成16年 8月10日

香川県監査委員 鎌田守 恭
同 名和基 延
同 石川 稗 治
同 廣瀬 員 義

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成15年度
- 3 措置の状況

監 査 結 果（対 象 機 関）	措 置 の 状 況
<p>検討指示事項</p> <p>契約事務において、仕様書上、契約内容が不明確であったり、支払方法が業務内容に沿っていないものが一部見受けられたので、契約の締結に当たり検討を要する。（捜査第二課、さぬき警察署）</p>	<p>今後、契約事務において、仕様書に契約内容を明確に示すとともに、支払方法が契約内容に対応した契約を締結する。</p>

平成十六年八月十日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています